

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）
 - ・施工技術の精度向上と効率化を目的に発注先（下請業者）と工事施工マニュアルのアップデートを実施し、より高品位な住宅の提供の実現を目指しています。
- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
 - ・主に発注先（下請事業者）との効率的な受発注業務の構築を目的に、自社基幹システムと電子受発注アプリを連携させ発注先と一緒に運用しました。この事により社内ではペーパーレス化が実現でき手作業業務の大幅な低減で効率化が図られ、より現場管理に注力することができるようになりました。また、発注先では発注書や請求書の画面でのやり取りが不要となつた事で、押印・印紙貼付け・送付などが不要となり、事務作業の効率化とコストダウンにつながっています。
 - ・クラウド型現場管理支援アプリの導入により、チャット形式のトーク機能でリアルタイムな施工現場の見える化が実現でき、従来のムダ・ムリ・ムラを失くすことが可能となる現場情報共有のインフラを改善しました。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

令和8年1月1日更新

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

ワウハウス株式会社 代表取締役 中島 美彦

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。